

災害時応急対策業務(測量、地質調査、観測・監視・解析・応急対策検討、調査・点検、用地測量等)

	質問日	質問事項	回 答
1	R2.9.18	災害対応要請が有った際、やむを得ない理由(人員確保困難等)で対応を断ることは可能でしょうか。	要請を断ることは可能です。
2	R2.9.18	災害協定業務を締結した場合、それ自体も手持業務としてカウントされるのでしょうか。 また、もし災害対応を行った場合は、その業務は手持業務となるのでしょうか。	災害協定の締結自体は、手持ち業務としてカウントはされません。 災害対応を実施して頂いた場合は、手持ち業務となります。
3	R2.9.18	配置予定技術者として挙げた者以外が、管理技術者(主任)技術者や担当技術者になることは可能でしょうか。	管理(主任)技術者には、予定担当技術者として挙げた者をお願いします。 担当技術者は、配置予定担当技術者として挙げた者以外で可能です。
4	R2.9.18	配置予定技術者にJV業務で受賞した業務がある場合、それは表彰実績になるのでしょうか。	JV業務であってもテクリスに技術者として登録されていれば表彰実績になります。